

夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針

令和5年（2023年）5月1日

夕張市教育委員会

1 基本の方針

夕張市においては、現在、個人から寄贈されたアイヌ遺骨を夕張市石炭博物館にて保管している。当該遺骨は調査の結果、所有経緯等が不明であることから「個人及び出土地域が特定されなかった」アイヌ遺骨として取扱うこととする。

博物館等が保管するアイヌ遺骨については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方としている。

当市保管のアイヌ遺骨においては、個人及び出土地域が特定されていないことから、尊厳ある慰霊を実現するため、保管に適正な環境による慰霊施設において保管することとする。

2 情報の周知

本方針と夕張市の保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、夕張市のホームページにおいて公表する。

3 今後の対応

夕張市で保管しているアイヌ遺骨は、夕張市石炭博物館の前身施設である炭鉱資料館に個人から寄贈されたことが判明しているが、調査の結果、寄贈者が所有した経緯が不明であったことから、当該遺骨を「個人及び出土地域が特定されなかった」遺骨とし、保管に適正な環境による尊厳ある慰霊を実現するため、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）に基づき、「個人及び出土地域が特定されなかったアイヌ遺骨等について」の取扱い事項にある「国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という）において保管すること」に準じ、国と協議の上、慰霊施設において保管することとする。

ただし、個人及び出土地域等が特定できる情報を得られた場合には、返還手続きを含めた方針を改めて定めることとする。